

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第79号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
(病院における使用料及び手数料の徴収) 第5条 略 2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、 <u>健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)</u> の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下「 <u>診療報酬の算定方法</u> 」という。)により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準	(病院における使用料及び手数料の徴収) 第5条 略 2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、 <u>平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)</u> に基づき、 <u>同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)及び平成18年厚生労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準)</u> に基づき、 <u>同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表</u> により算定した額(以下「 <u>療養費算定額</u> 」という。)とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税

により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、企業管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額）とする。

3 前項に規定するもののほか、診療材料、装用器具、電気器具等に係る使用料の額については、企業管理規程で定める。

別表第1（第5条関係）

1 診断料、検査料等

区分	金額
略	
恩給年金診断	1件につき 4,515円
人間ドック	1件につき 42,000円
脳ドック	1件につき 36,750円
妊婦健診（診察、尿検査、超音波検査（精密検査を除く。）に限る。）	1件につき 3,300円
略	
変死体検案	1件につき 17,640円
新生児聴覚検査	1件につき 3,000円
先天性代謝異常等検査	1件につき 700円
外部委託検査	検査に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額（診療報酬の算定方法により検査料の額を算定できるもの及びこの条例に定めのあるものは、当該額）

2 略

3 不妊治療料

区分	金額
配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	遠心分離法 1件につき 4,725円 密度勾配法 1件につき 9,534円
体採卵・採精	1件につき 49,350円

法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、企業管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額）とする。

3 前項に規定するもののほか、装用器具、電気器具等に係る使用料の額については、企業管理規程で定める。

別表第1（第5条関係）

1 診断料及び検案料

区分	金額
略	
恩給年金診断	1件につき 4,515円
略	
変死体検案	1件につき 17,640円

2 略

外 受 精	顕微授精	1件につき	36,750円
	初期胚培養	1件につき	40,950円
	胚盤胞培養	1件につき	53,550円
	新鮮胚移植	1件につき	33,600円
受精卵凍結保存		1年につき	42,000円
凍結受精卵融解・移植		1件につき	63,000円
精子凍結保存		1件につき	36,750円

4 予防接種料

診療報酬の算定方法により算定した薬剤費（診療報酬の算定方法に規定されていない薬剤を使用した場合にあっては、当該薬剤の購入額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））及び手技料に100分の105を乗じて得た額に健康診断料を加算した額（公費助成に係る予防接種券を持参した場合において、当該予防接種券に自己負担金の額が記載されているときは、当該額）

5 介補料

区分	金額
新生児介補	1日につき 3,810円
乳児介補	1日につき 570円

6 略

7 非紹介患者初診加算料

区分	金額
健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）	鳥取県立中央病院 初診料算定1回につき 2,625円 鳥取県立厚生病院 初診料算定1回につき 1,575円

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養に関し、厚生労働省告示	選定療養に関し、180日

3 略

4 非紹介患者初診加算料

区分	金額
平成18年厚生労働省告示第495号（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養）第2条第4号に規定する初診	初診料算定1回につき 1,575円

5 長期入院診療料

区分	金額
平成18年厚生労働省告示	平成18年厚生労働省告示

<p>働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（企業管理規程で定める状態等にある者の入院を除く。）</p>	<p>を超えた日以後の入院に係る厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額</p>	<p>第498号（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第9号に規定する者を除いた者に係る同告示第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院</p>	<p>示第498号第10号に規定する点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額</p>																
<p>9 その他の使用料</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命保険等に係る個別面談</td> <td>1件につき 5,565円</td> </tr> <tr> <td>死後処置</td> <td>1件につき 4,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,565円	死後処置	1件につき 4,200円													
区分	金額																		
生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,565円																		
死後処置	1件につき 4,200円																		
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 6の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。</p>		<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 3の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。</p>																	
<p>別表第2（第5条関係）</p>		<p>別表第2（第5条関係）</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）</td> <td>1通につき 1,050円</td> </tr> <tr> <td>診療情報の写し</td> <td>複写に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,050円	診療情報の写し	複写に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）</td> <td>1通につき 1,050円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,050円			
区分	金額																		
略																			
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,050円																		
診療情報の写し	複写に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額																		
区分	金額																		
略																			
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,050円																		

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における
使用料及び手数料の徴収)

第 8 条 略

2 略

3 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第63条第 1 項
及び高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法
律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。) 第
64条第 1 項に規定する療養並びに健康保険法第85条
第 1 項及び高齢者医療確保法第74条第 1 項に規定す
る食事療養 (以下この項において「療養等」とい
う。) に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立
鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用について
は、健康保険法第76条第 2 項 (同法第149条におい
て準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による
厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第
1 項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定
に関する基準 (以下「診療報酬の算定方法」とい
う。) により算定した額並びに健康保険法第85条第
2 項及び第85条の 2 第 2 項 (同法第149条におい
てこれらの規定を準用する場合を含む。) 並びに高齢
者医療確保法第74条第 2 項及び第75条第 2 項に規定
する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
(以下この項において「療養費算定額」という。)
によるほか、別表第 1 に定めるところにより使用料
を徴収する。ただし、消費税法 (昭和63年法律第
108号) 第 6 条第 1 項の規定により非課税とされる療
養等以外の療養等に係る使用料 (同表に定めるもの
を除く。) の額は、療養費算定額に100分の105を乗
じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

4 鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立鳥取療育
園における健康保険法第63条第 1 項及び高齢者医療
確保法第64条第 1 項に規定する療養の給付 (以下「療
養の給付」という。) の対象とならない予防接種
並びに鳥取県立総合療育センターにおける療養の給
付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診
療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定め
る額の使用料を徴収する。

5 及び 6 略

別表第 1 (第 8 条関係)

区分	金額
略	
変死体検案	1 件につき 17,640円
死後処置	1 件につき 4,200円
生命保険等に係る個別面	1 件につき 5,560円

(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における
使用料及び手数料の徴収)

第 8 条 略

2 略

3 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第63条第 1 項
に規定する療養及び同法第85条第 1 項に規定する食
事療養 (以下この項において「療養等」という。)
に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療
育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、回
法第76条第 2 項の厚生労働大臣が定めるところによ
り算定した療養の給付に要する費用の額及び同法第
85条第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定
した費用の額 (以下この項において「療養費算定
額」という。) によるほか、別表第 1 に定めると
ころにより使用料を徴収する。ただし、消費税法 (昭
和63年法律第108号) 第 6 条第 1 項の規定により非
課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料 (同
表に定めるものを除く。) の額は、療養費算定額に
100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める
額とする。

4 鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立鳥取療育
園における健康保険法第63条第 1 項に規定する療養
の給付の対象とならない予防接種並びに鳥取県立総
合療育センターにおける同項に規定する療養の給付
の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、同
法第76条第 2 項の厚生労働大臣が定めるところに
より行う算定方法に準じて算定した規則で定める額
の使用料を徴収する。

5 及び 6 略

別表第 1 (第 8 条関係)

区分	金額
略	
変死体検案	1 件につき 17,640円

談

別表第 2 (第 8 条関係)

区分		金額
略		
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものを除く。)		1 通につき 1,050円
診療情報の写し	半切サイズ	1 通につき 590円
	B 4 サイズ	1 通につき 190円
略		

別表第 2 (第 8 条関係)

区分		金額
略		
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものを除く。)		1 通につき 1,050円
略		

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。